

経営企画委員会会議録

I 日 時 令和5年12月13日（水）

午前 9時57分開会

午前 11時45分閉会

II 場 所 大会議室

III 出席委員

委員 長	川上 浩
副委員 長	大門 良輔
委 員	佐藤 則寿
〃	立村 好司
〃	庄司 昌弘
〃	瘡師 富士夫
〃	筱岡 貞郎
〃	渡辺 守人

IV 出席説明者

知事政策局

知事政策局長 川津 鉄三

理事・知事政策局次長（成長戦略室長・デジタル化
推進室長） 山室 芳剛

知事政策局次長（働き方改革・女性活躍推進室
長）・経営管理部参事（組織改革担当）

山本美穂子

広報・ブランディング推進室長（広報課長）

菊地 正寛

成長戦略室戦略企画課長

島田 太樹

成長戦略室ウェルビーイング推進課長

牧山 貴英

成長戦略室民間活力導入・規制緩和推進課長

川 洩 貴
成長戦略室スタートアップ創業支援課長
佐 渡 洋 伸
成長戦略室カーボンニュートラル推進課長
前 山 巖
デジタル化推進室デジタル戦略課長
長 岡 憲 秀
デジタル化推進室行政デジタル化・生産性向上課長
山 本 真 睦
デジタル化推進室情報システム課長
中 本 亮
働き方改革・女性活躍推進室少子化対策・働き方改
革推進課長 荒 木 美 智 子
働き方改革・女性活躍推進室女性活躍推進課長
山 口 康 志
広報・ブランディング推進室ブランディング推進課
長 初 田 正 樹
危機管理局
危機管理局長 武 隈 俊 彦
危機管理局次長（防災・危機管理課長）
中 林 昇
防災・危機管理課課長（地域防災担当）（地域防災
班長） 熊 本 誠
消防課長 辻 井 秀 幸
経営管理部
経営管理部長 南 里 明 日 香
公民連携推進監 吉 田 守 一
経営管理部次長 坂 林 根 則
経営管理部次長（行政経営室長）
小 杉 健

人事課長	矢野 康彦
人事課課長（県庁活性化等担当）・行政経営室課長 （G7教育大臣会合担当）	
	丸田 祐一
秘書課長	開発 清史
総務課長	青山 浩一
行政経営室企画調整課長	
	横山 正行
行政経営室公民連携・行政改革課長	
	蓑口 正浩
統計調査課長	岡本 潔子
学術振興課長	吉田 徹
財政課長	掃本 之博
管財課長	安川 賢一
税務課長	林原 泰彦
出納局	
会計管理者	堀口 正
監査委員事務局	
監査委員事務局長	船平 智之
人事委員会事務局	
人事委員会事務局長	
	古埜 雅浩

V 会議に付した事件

- 1 経営企画行政当面の諸問題について
- 2 陳情・請願の審査
- 3 11月定例会付託案件の審査
- 4 閉会中継続審査事件の申し出について
- 5 行政視察について

VI 議事の経過概要

- 1 経営企画行政当面の諸問題について

(1) 報告事項

長岡デジタル戦略課長

- ・富山県デジタルによる変革推進条例（仮称）（案）について

(2) 質疑・応答

佐藤委員

- ・女性活躍・子育て支援に向けた取組みについて
- ・豪雨災害対策について

立村委員

- ・定員管理について

瘡師委員

- ・指定管理料について
- ・ウェルビーイングの効果的な発信について

筱岡委員

- ・生成AIの県内での活用状況について
- ・すし職人の養成所の開設について

大門委員

- ・予算編成における「施策設計図」について

川上委員長 それでは、報告事項に関する質疑及び所管行政一般についての質問に入ります。

質疑・質問はありませんか。

佐藤委員 私のほうから2項目お尋ねします。

まず、賃上げに関する税制改正等が今議論されておりますので、それに関連しまして、女性活躍・子育て支援に向けた取組について、2点伺わせていただきます。

かつて我が党が推進しました女性活躍推進法に基づいて、女性が働きやすい職場づくりに積極的に取り組む企業を国が認定して支援する制度、「えるぼし」と言いますけれども、また、次世代育成支援対策推進法に基づいて子育て支援に熱心な企業を国が認定する「くるみん」という制度が

ございます。

そこで、現在、富山県内において、この女性活躍推進に取り組む「えるぼし」や、子育て支援の取組に関する「くるみん」の認定を受けている企業がどの程度あるのか、山口女性活躍推進課長に伺います。

山口女性活躍推進課長 今ほど委員御紹介のとおり、「えるぼし」は、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性活躍の推進に関する取組の実施状況が優良であるなど、一定の要件を満たした場合に、国の認定を受けることができる制度でございます。平成28年度から認定が開始されておりまして、11月末現在で認定を受けている県内の企業は、21社となっております。

一方、「くるみん」は、次世代育成支援対策推進法に基づき一般事業主行動計画の策定・届出を行った企業のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした場合に、国の認定を受けることができる制度でございます。平成19年度から認定が開始されており、11月末現在、認定を受けている県内の企業は、57社となっております。

佐藤委員 今お話ありました次世代育成支援対策推進法、いわゆる次世代法に基づいて、男性の育児休業取得促進運動などを特に積極的に実施された企業を「プラチナくるみん」と言っておるそうですが、ちょっと、もう少し企業が増えているのかなと思っておったんですけれども。

先ほど冒頭に言いましたが、政府与党では賃上げ促進税制に関して、女性活躍や子育て支援に積極的に取り組む、「えるぼし」や「くるみん」の認定を受けた企業に向けて、今回の税優遇枠を創設するというようなことでございます。これについて、当局の見解を伺いたいと思います。

また、これらの認定を受ける企業数は、やはりもっと増やすべきであり、改めてそういった取組が重要なことだと

と思いますが、今後県としてどのように取り組まれるのか、山口課長に伺います。

山口女性活躍推進課長 現在、「えるぼし」や「くるみん」の認定を受けられました企業では、商品などに認定マークをつけることで、女性活躍、子育て支援を推進している企業であることのPRができて、優秀な人材の確保、企業イメージの向上が期待できます。

また、公共調達における加点評価などの優遇措置が受けられるといったメリットがございます。

委員御紹介のとおり、国の来年度の税制改正におきまして、こうした認定企業を対象とした、賃上げ促進税制における法人税控除の上乗せ制度が創設されますと、認定の取得に向けて、企業における女性活躍や、仕事と子育ての両立支援の取組が一層充実されることが期待されますし、また、企業の賃上げを後押しし、若者や子育て世代の所得の改善にもつながるものと受け止めております。

県では、「えるぼし」、「くるみん」の認定企業を増やしていくため、研修会の開催や社会保険労務士の派遣などによりまして、認定の前提となる一般事業主行動計画の策定を支援しているところでございます。金融機関など、企業の経営支援を行っている事業者の方々に、県の働き方改革・女性活躍サポーターとして御登録いただきまして、経営者の方々に対し、働き方や女性活躍に関する情報の周知、取組についての働きかけを行っていただいております。

またさらに、「えるぼし」の認定に当たりましては、要件のハードルが高い面がございますことから、県独自で「とやま女性活躍企業」の認定制度を設けております。中小企業における女性が活躍しやすい職場環境づくりを後押しするものでございます。

今後とも富山労働局と連携しながら、経済団体、企業に

認定のメリットを改めて周知の上、認定取得に働きかけるなど、女性活躍や子育て支援のための環境整備を着実に進めていきたいと考えております。

佐藤委員 今、お話ありましたけれども、やはり今のこの賃上げ、要するに、物価高騰に見合った賃上げをいかにするかということが、大事な時期に来ており、その賃上げ促進のための優遇税制ということであり、デフレ脱却の大事なチャンスだというふうに思っておりますので、そういった観点でぜひ、しっかりと呼吸を合わせて、また進めていただければと思います。

引き続き、今度は豪雨災害対策について伺います。

これも報道からでございますけれども、大雨で住宅地の排水路などから水があふれる、いわゆる内水氾濫の被害の拡大を受けて、国では対策の新たな仕組みを検討していると。具体的には、内水ハザードマップを基に、対策計画を策定した自治体には、ハード整備などの補助金を優先配分するというところでございます。

現在、内水氾濫のマップがある自治体は、約1割止まりということだそうでございます。

被害想定を地域で共有し、対策の促進につなげることが大事であります。国交省では、内水被害等軽減対策事業として、早ければ来年度から始めるということでございますけれども、そこでまず、県内における内水ハザードマップの作成状況について伺います。

また、内水災害への県民の意識向上のため、富山県として今後どのように取り組まれるのか、熊本防災・危機管理課課長に伺います。

熊本防災・危機管理課課長 県内における内水氾濫のハザードマップの作成状況につきましては、富山市の中心市街地と高岡市については作成済みでございます、水防法で作

成が求められていない入善町を除きまして、その他の市町村は順次作成し、公表することとしております。

また、内水被害への県民の意識向上につきましては、県ではこれまでも、防災気象講演会や自主防災組織リーダー研修会におきまして、内水氾濫のリスク等について周知しております。

このほか、自主防災組織が実施する内水氾濫を想定した避難訓練への支援ですとか、地区防災計画の策定に当たり、内水氾濫など地域特有のリスクを踏まえた実効性のある計画となるような呼びかけも行っております。

今後はこれらの取組に加えまして、出前県庁や、今年度定員を倍増して養成体制を拡充した防災士養成研修におきましても、内水氾濫についての理解促進に努めますとともに、防災危機管理センター1階エントランスや四季防災館において、内水氾濫のリスク等を説明する展示内容の充実を検討するなど、内水被害の最小化に向けて、県民の防災意識の向上に取り組んでまいりたいと考えております。

佐藤委員 御案内のとおり、今年も県内で大きな洪水被害等がありましたし、やはり外水、堤防を越えてくるというようなことのみならず、現実的には、富山市もそうでしたけれども、内水も、本当に大変危険な状況が各地で見られるということでありましたので、高岡市もハザードマップをつくっておられるということですが、着実な情報をキャッチするというので、ぜひまた、さらに推進をしていただきたいと思います。

この点、あえて今日ちょっと質問させていただきましたけれども、洪水ハザードマップについては、実は視覚障害をお持ちの方に大変有効な、U n i - V o i c e アプリという無料アプリがあります。県内の関係団体の方にお聞きしたんですが、そのアプリをダウンロードしたスマートフ

オンさえ持っていれば、ハザードマップの情報も得られるということですが。

ハザードマップは、各家庭に配ってあっても、頭に入っている人というのは少ないと思いますし、どこかへ行っているか、移動しているときには、ここはどのような状況かというのを知るすべが、実際はないわけです。

その点、このU n i - V o i c eアプリは、携帯端末にダウンロードして、必要な時点でそれを見れば、現在地が標高何メートルで、今どのような危機の状況にあるか、洪水ハザードマップで最大浸水深3メートル地点なのか、5メートル地点なのかといったことが、全国どこでも分かるというものであります。

そういった、現在地の危険度や避難場所なども速やかに分かる、U n i - V o i c eアプリの「耳で聴くハザードマップ」というのが今、登場をしております。お話を伺った団体の方は、これは視覚障害者の方に限らず、高齢の方、さらには健常者の方にとっても、誰にとっても大変有効なものであると言っておられました。

私もそのように思ったわけですがけれども、今後ぜひこういった取組を、先ほどの内水ハザードマップもそうですけれども、また推進をしていっていただきたいということで、先ほどの富山県デジタルによる変革推進条例（仮称）の説明の中にもありましたが、誰もが災害のリスクをキャッチできる、これがまた、まさにデジタルの最新の機能だというふうに思います。ぜひともこういった点を、各部局長もそれぞれ、また一体となって取り組んでいただければと思っています。

立村委員 私からは、定員管理について2点お伺いいたします。

先般、令和4年度の富山県人事行政の運営等の状況が公

表されました。定員管理計画に基づく職員数の適正化という項目の中で、一般行政部門では、令和4年4月から令和7年4月までの3年間を計画期間とする、新たな定員管理計画を策定し、令和4年4月1日の職員数は3,211人なんですけれども、それを基準として32人増加する見込みであり、新たな行政需要に対しては、事務事業の見直し等により生み出した人員を、必要性を厳選の上配置していますとの記載があります。

この定員管理計画ですが、計画策定時点の人員や職員の年齢構成、役職定年制の導入など、どのように捉えて目標値を設定されたのでしょうか。その考え方について、矢野人事課長にお伺いします。

矢野人事課長 現在の定員管理計画では、コロナ対応などを踏まえまして、令和4年4月時点の職員数3,211人を基準として、目標となる令和7年4月時点で3,243人と、32人、率にして約1%増員する計画といたしております。これは、職員の年齢構成の平準化を図るため、定年引上げの移行期間での採用の継続性を考慮したことによるものであります。

委員御指摘のとおり、様々な行政サービスに対応していくためには、適正な定員管理が必要でありまして、人口減少、人手不足が懸念される中でも、感染症や自然災害など突発的な事案にも対応できるよう、継続的に新規採用者を確保いたしますとともに、DX・働き方改革の推進によりまして、業務の進め方や慣習を見直し、限られた人的資源を最大限活用したいと考えております。

また、本県では20代の若手職員が多いこともありますので、定年引上げによる、シニア層の職員が持つ知識や経験の活用、若手職員への知識や技術の伝承についても、期待しているところであります。

加えまして、職員のワークインライフの実現や、心身の

健康を守るための長時間勤務の見直し、また、今後さらなる増加が見込まれる男性職員の育児休業取得など、そういったことに対応する体制の確保にも配慮した人員配置が必要であり、努めていく必要があると考えております。

将来にわたりまして安定的に、必要な行政サービスを提供していくためにも、引き続き適正な定員管理に努めてまいります。

立村委員 ちょっと久しぶりに、過去の資料をひもといて見ていたんですが、令和2年2月の富山県行政改革推進本部の発表資料によれば、一般行政部門について定員適正化計画、このときは定員適正化計画と言っていましたが、その計画等に基づき、平成16年4月から平成31年4月までの15年間で23.4%、972人の職員数の削減を達成と書いてあります。一般行政部門ですけれども、この23.4%、ざっくりと4人に1人が消えたといいましょうか、人数として消えた、すごい数字だなというふうに改めて思ったわけです。

私は、このときに行われた行革が、今の県の体制にどのような影響を与えているのかということ、危惧しております。

年齢別の職員構成の状況が、先ほど御紹介した、令和4年度の人事行政の運営等の状況に書いてありました。それを見てみると、56歳から59歳の層が12.7%、24歳から31歳までの層も10%を超えているのに対し、40歳から43歳の層が7.5%など、30代後半から40代後半の、いわゆる副主幹さんであったり主任さんであったり、そういったクラスがやはり少ないというのが、この人員構成に如実に表れているかと思えます。

先ほど課長のほうから、限られた人的資源を有効に使う、そして若い人が多いという御発言もありました。そういった職員への知識の引継ぎとかも、しっかりやっていきたい

という御発言もありました。けれども、私は、今現在でも、必要とされるところに必要な人数といいたししょうか、あるいは人材が充てられていないところがあるのではないかということ、危惧しておるわけであります。

これは個人的な提案なんですけれども、例えばですが、年齢構成のアンバランスを解消する上でも――役職定年制で定年が5年延びることになるわけですよ、そういうことと併せて、上級試験の年齢制限、現行は35歳だったかと思いますが、それを40歳に引き上げるなど、あとUIJターン、職務経験者試験、これも今の年齢上限は40歳、これを45歳に引き上げる、そういったことを検討されてもいいのではないかと。実際には、今、上級の年齢上限は35歳ですけれども、これも過去に引き上げられて35歳になっているというふうに記憶しております。そういうことも、検討の一つに考えていただきたいと思っております。

人事委員会の範疇になるのかもしれませんが、今日は事務局長もお見えですので、先般の常任委員会でも御提案いたしましたけれども、上級試験の大阪会場の設置を含めて、そういったこともちょっと御検討いただければありがたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、過去5年間のメンタルヘルス相談の件数、そして相談内容の傾向について、矢野人事課長にお伺いします。

矢野人事課長 職員のメンタルヘルス相談につきましては、産業医や保健師による本庁の健康相談室での面談のほか、電話やメールにより、随時受け付けております。

また、本庁では月2回から3回、精神科医や臨床心理士により相談を受け付けておりますほか、月1回ですが、魚津、高岡、砺波のいずれかの総合庁舎に臨床心理士等が出向きまして、相談を受け付けております。

このほか、地方職員共済組合本部におきましては、フリーダイヤルでの24時間受付可能な健康相談ダイヤルの設置や、臨床心理士等によるカウンセリングも実施しているところでもあります。

県が実施しておりますメンタルヘルス相談の過去5年間の実績についてですけれども、平成30年度は956件、令和元年度は844件、令和2年度は1,020件、令和3年度は947件、昨年度令和4年度は1,053件ということで、増加傾向となっております。

また、相談内容ということですのでけれども、職場の人事関係ですとか仕事への不適應といったことが、全体の7割から8割程度を占めておりまして、そのほかには、家庭、家族についてですとか、あと御自身の身体の症状についてといったことが、内容となっております。

立村委員 今ほどの御説明では相談が増加傾向にあるということで、ちょっと心配になるところなんですけれども、いわゆる仕事に関する御相談がやはり多いということ、当然かと思えますけれども、12月6日付で富山県職員の臨時的任用職員、あと産育休等代替職員の募集要項が出ておりました。休職あるいは欠員状態にある職員分を採用するものかと思えますが、臨任職員の募集採用予定人員が32名、産育休等代替職員として17名、合わせて約50名の募集を行っておられる。これは裏返して言えば、これだけの数が今欠員、産育休に関しては先を見越しての数もあろうとは思いますが、こういった欠員状態といたしまししょうか、そういう状況にあるという意味では、メンタルヘルス相談などを充実し、相談窓口に限らず、そういう職員に寄り添った相談体制を充実していただくことで、これ以上現場から欠員数が出ないように、人事当局として対応していただければと思います。どうぞよろしく申し上げます。

瘡師委員 私のほうからは、まず指定管理料についてお尋ねしたいと思います。

指定管理者制度については、公の施設の効率的、効果的な運営と公共サービスの向上を図るために、公正な選定によりまして、民間事業者を含む法人団体が管理者となつて、公の施設を運営していく制度であります。

富山県においても平成18年度から導入され、県で直営というケースもありますが、現在、指定管理者施設は62施設で、基本的に指定期間は3年ということであります。

6月定例会前の本委員会で、立村委員がこの指定期間について問われたとっておりますが、指定期間は5年だったものが3年とされた。そういう運用の理由としては、多様化・複雑化していく県民ニーズや、急速に変化する社会情勢に対応する必要があること、デジタル化などの技術革新や新たなノウハウを取り入れていく必要があること、そうした状況を踏まえて、民間の活力を生かした管理運営手法を、より多くの民間事業者に求めたいと、そういった思いからというような認識をしております。

それで、老朽化した施設の大規模改修は、これは県が直接、費用を負担することになるかと思っておりますけれども、ニーズの変化や日進月歩に進む技術革新に対応するための施設の改修や修繕についても、それなりに費用が発生するわけです。指定管理料は3年トータルで示されるというふうに認識しており、その中身につきましては、恐らく人件費が多いかと思っておりますが、例えば、指定管理者施設の改修や修繕に関する費用は、どのように計上されているのか。指定管理料の基本的な内訳について、蓑口課長に伺います。

蓑口公民連携・行政改革課長 指定管理料につきましては、人件費のほか光熱水費や清掃料、消耗品購入費といった維

持管理費など、公の施設の管理運営に必要と見込まれる経費を算定しておりまして、利用料金制度を採用する施設については、利用料金の収入見込額を差し引いております。

指定管理料の算定につきましては、前期の指定管理料に、人事委員会勧告や消費者物価指数などの客観的指標から算出した変動率を乗じることを基本としまして、特殊事情なども考慮した上で、決定しているというところでございます。

お尋ねのございました施設の修繕費については、指定管理料とは別に提示しており、前期の修繕実績等を基に上限額を設定しております。そのうえで、実績に応じて支払っているというところでございます。

なお、指定管理者は、100万円未満の修繕を行うということにしておりまして、100万円以上の修繕については、県が直接実施するという取扱いにしておるところでございます。

瘡師委員 最近はやはりDXによる省力化というか働き方改革というものが進められて、そういったものも含まれているとは思いますが、やはり人件費が多いんだろうと思います。

それで、指定管理者制度のもう1つの狙いとしては、コストを抑えるということ、財政負担の軽減にあるわけでありまして、限られた労力や予算で、県民サービスの維持向上を図っていくと。ですから、指定管理料の多くを占める人件費を極力抑えたいというのが、本音のところではないのかなと思います。

しかし、最近の生活に大きく影響する物価高騰に伴いまして、全国的に賃上げの動きが進んでおります。というか、実際は賃金の上昇が追いついていないのが実情なのかもしれません。

2023年、富山県内の最低賃金も前年から40%アップとなりました。引上げ幅は3年連続で過去最大を更新しております。また、今議会では、先ほども説明ありましたが、人事委員会勧告を踏まえた、県職員の給料の改定に関する条例改正案が提案されていますが、県施設の指定管理者業務に従事される職員の賃上げも、考慮しなくてはならないのではないかなと考えます。

そこで、指定管理期間中に社会経済状況が変化した場合の、指定管理料への反映については、どのように考慮されているのか、蓑口課長に伺います。

蓑口 公民連携・行政改革課長 指定管理期間中における指定管理料の変更につきましては、施設の運営に重大な影響を与えるような物価変動があった場合や、天災、人災などの大規模災害、その他、県または指定管理者のいずれの責にも帰すことのできない、自然的または人為的な現象のうち、通常の見込み可能な範囲以外のもので発生した場合などにおきまして、その影響額を過去の実績との比較などにより適正に算定した上で、県と指定管理者が協議して決定しているというところでございます。

これまでも消費税増税やコロナ対策など、期間中の変動要因等に伴い指定管理料を変更してまいりましたほか、昨年度からは、光熱費高騰への対応分としての指定管理料を増額してございまして、今議会でも、今年度下半期の光熱費の高騰対策分としまして、指定管理料の増額を追加提案させていただきます。

人件費につきましては、当初の指定管理料の上限設定の際に、指定管理期間中の一定程度の変動を既に見込んでございまして、これまで人件費の増加を理由に、指定期間中に指定管理料を一律に増額した実績はございません。

今後とも賃上げの状況を踏まえまして、公募の際に適正

に指定管理料に反映しますとともに、指定管理期間中におきましても、施設の管理に重大な影響を及ぼす社会経済情勢の変化等を注視しながら、施設の性格や業務内容等も十分考慮の上、指定管理料の適切な算定に努めてまいりたいと考えております。

瘡師委員 やはり施設によって性質や状況も違ってきまして、それは多分まちまちであろうかなと思いますけれども、デジタル化によって省力化が図れる施設もあります。施設の性質上どうしてもマンパワーに頼らざるを得ない、そういう施設もあるんじゃないかなと。

そういう施設で、指定管理料が思うようになくて、職員を削減したために公共サービスが低下してしまっただけでは、これは指定管理制度の効果的な運用にはならないわけであり。県有施設を訪れる県民としては、どこが運営しているかというのは、関知するところではないので、その施設の印象というのが富山県のイメージというか、富山県庁のイメージにつながってくるんじゃないかなと思います。

どうか民間事業者との対話を密に行っていただいて、よりよい指定管理者制度の運用となるよう、御尽力をいただければと思います。

次に、ウェルビーイングの効果的な発信について、牧山課長に伺いたいと思います。

ウェルビーイング認知度の県政世論調査の結果では、「言葉も知らない」と答えた方が、依然として56.2%ということでありまして、前回の調査からは、認知度は上がってきてはいるものの、まだウェルビーイングが、県民の間で浸透しているとは言いがたい印象を受けたわけでありませう。

今定例会でも、多くの議員や県当局の皆さんが、ウェルビーイングという言葉を使って、議論の俎上にも上げてい

るわけですが、何か議会だけで言っているようで、なかなか県民に響いていないのが、現実じゃないのかなというふうに思います。

この議会でも瀬川議員や宮本議員が、ウェルビーイング向上に関して、市町村との足並みがそろわないのはどうなのかということが発言されましたけれども、やはり言葉を知るといふか、言葉を理解するということは、重要でありまして、来年度からいろんな分野で、ウェルビーイング向上に対する政策形成をしていくと言われてはいますが、そうした場合に、県民がウェルビーイングのことを知らなかったら、そういう実感もないわけですよ。したがって、やはり言葉を知らせるということは、大変重要なことじゃないかなと思うんです。

県政世論調査によれば、ウェルビーイングを知ったきっかけの多くは、新聞、雑誌、テレビということでありました。そこで、例えばですよ、より効果的に発信する方法の1つとして、ウェルビーイングについて分かりやすく解説した資料を、各市町村の広報紙に掲載または差し込んでもらうように、依頼してはどうなのかなと。

市町村の広報紙は、手配りで各世帯に配布されておりますので、住民の方はよく見られております。ファイルにつづってバックナンバーを見ているような、まめな方もいらっしゃるわけでありまして、そういった発信方法も考えられるんですが、牧山課長にウェルビーイングの効果的な発信について伺います。

牧山ウェルビーイング推進課長 今ほど御紹介もいただきましたとおり、今年度の県政世論調査では、約6割の方にはまだ、このウェルビーイング、なじみがない言葉ということになっております。

また、言葉も意味も知っている方というのが16.9%とい

うことで、これもひっくり返しますと、8割半ばの方は、その意味を御存じないというようなことでございまして、県といたしましては、言葉の周知とともに、ウェルビーイングそのものの理解についても、高めていく必要があるかと考えております。

こういった状況を受けまして、県のほうでは今、特設ウェブサイトですとか、あとSNSでの発信、こちらのほうでは、個人のウェルビーイングの状態をセルフチェックできるような機能も設けておりまして、このセルフチェックは12月11日時点で4,335名の方に御利用いただいております。こういった仕掛けを活用するようなこと、また、県民向けの啓発イベントの開催、それから各種イベントやメディア取材の機会を捉えましたPR、県民向けの講演会、出前講座のほか、県民の皆さんなどからのウェルビーイングエピソードの募集ですとか、あと先日行いました、ウェルビーイング・コミュニティとやまの開設、それから最近では、高校生の提案を生かしたロゲイニングといった催しですとか、こういった県民参加型の取組というものも実施してまいりました。

さらに現在、若年層へのアプローチの1つの方法として、音楽などを使ったPRについても、検討準備中というところでございます。

今お話ありましたとおり、県民のウェルビーイングの向上のためには、市町村はもとより企業や県民の方々に、広く意識、関心を持っていただきまして、より多くの皆さんにウェルビーイングのイメージを共有いただくことが、重要と考えております。

委員からお話がありました、市町村広報紙への掲載のアイデアでございませけれども、県と市町村がウェルビーイング推進に共に取り組むことにもつながる、大変意義深い

御提案だというふうに受け止めております。広くお声がけをさせていただいた上で、取組の趣旨に御賛同いただける市町村と連携して、実現に努めてまいりたいと考えております。

瘡師委員 私自身、ウェルビーイングの向上というのは、何かしてもらったから上がるというよりは、もう自分が、何かというか、その言葉の意味を理解して、そして自分で考えて、そしてそれが行動に移されて習慣化するというのが、理想だというふうに思うわけでありまして、そのためにはまず、言葉を知らなきゃいけないと。

よく、言葉が独り歩きしているという言い方もあるんですが、言葉が思考をつくるという言葉もあるんですよ。これは、やはり言葉を知れば、それが自分で考える思考につながって、そして先ほど言ったように、行動につながって習慣化される、そういうことなんじゃないかなと私は思うので、やはりウェルビーイングというもの、私は県政報告であるとかいろんな挨拶の中では、極力使うようにしております。しかし、長くはしゃべれません。かえって誤解を生むかもしれないので。

極力そのようにはしているんですけども、やはりいろんな形で発信力を高めていくことが必要だと思っておりますので、またよろしくお願いしたいと思っております。

彼岡委員 質問に関係ございませんが、敬意を表したいと思っております。

消防課長も消防関係者でございますけれども、つい先日の報道で、32年連続、出火率が日本最少ということで、心より消防関係者に深い敬意を表したいと思っております。

質問に関係なかったので申し訳ありません。

川上委員長 進めてください。

彼岡委員 まず、これも私が質問事項の提案を出した後で分

かったんですが、予算特別委員会でも話題になっていたようでございます。私、全くデジタルに弱いんですが、生成AIというものの民間企業での活用が、アメリカは50%程度、日本は7%程度だということを、これも報道でつい最近言っておりました。

そういうことで、自治体も含めて大分活用が進んでおるやにも聞いておりますが、県内の民間、あるいは自治体の活用状況をお伺いしたいと思います。

山本行政デジタル化・生産性向上課長 まず、県内企業についてですが、建設会社が文書作成業務で活用したりとか、金融機関が実証実験で正確性とか効率性、実効性を検証している事例、あと、企業担当者が大学に集まって、生成AIの活用の勉強会を開催したりといった事例というのが、富山県内でもあるということは分かっております。

ただ、残念ながら、県内企業でどのくらい生成AIを利用しているかという調査を行ったことはなく、正確な数字は分かりません。今年10月に民間企業がウェブ調査をしたところ、全国の企業を対象に行っているんですが、活用検討中の企業が53%と最も多く、社内業務で実際に活用しているという企業が、22%という状況になっています。

笹岡委員が先ほどおっしゃられた、実際に使われているのが7%であったという数字も、やはりどんどん日数がたっていくと、該当する企業というのが増えていっているという状況もありますし、この活用というのも、全体の業務で活用しているか、一部の業務で活用しているかという捉え方によって、ちょっと数字が違ってきているのかなというふうには思います。ただ、最近の調査でいきますと、このぐらいの数字が使われているという状況です。

次に、現時点で県内の市町村がどのような活用状況かというヒアリングをしたところ、活用に向けて試行を行って

いる団体は11団体となっており、7割以上の団体が、活用に向けた取組というのを、もう既にやっております。

県でも同様に今年度、試行であったりとか実証実験というのをやっておりますが、この生成AIは、アイデア出しや議事録の要約等、様々な業務での利活用が見込め、業務の効率化が期待できます。ただ、回答の正確性や情報漏えい、著作権の侵害などのリスクがあるということも分かっております。

さらに、過去資料の検索や要約、県独自のデータや文体を踏まえた文書作成業務などをやっていると、県独自の内部データを読み込ませないといけないと。そのデータをどこかに格納しないといけないとなると、やはりセキュリティーの問題というのも出てきますというところで、今慎重に試行や検証を行っておるところなんですけど、こういった知見、県が今行っている試行ですとか実証実験の知見に関して、市町村にも提供して、県内全体で生成AIの活用促進につなげていきたいと考えております。

彼岡委員 私が報道で見たのは、NHKだったと思いますけれども、1週間ほど前で、そんな古い数字じゃないですけども、番組の解説者がいわく、アメリカ50%、日本は7%で、今進行中なんですけど、だからアメリカが先行して活用しておるから、企業の能力というか、そういうのがだんだん引き離されるんじゃないかという懸念を、その解説者が言っておったのを、ちょっと気になって質問したわけです。

でも報道で7%と言っていたのは、どこの調査のデータか分からんけれども、NHKはそんな変なことを言うわけではないので、できれば県内の民間の状況も、もし把握できるようになれば、また報告していただきたいと思っております。

続いて、先日もブランディング対策特別委員会の視察で、川津知事政策局長はじめ執行部の方々に同行していただいて、感謝しております。県が今、知事を先頭に「『寿司』と言えば、富山」というブランディングを頑張ってくださいっていて、当然、我々もできるだけ協力しようということ、そのための視察でもありました。

しかし、私の地元でも、小さい市ですが私が知る範囲で、個人のすし屋が5店舗ほど、後継者がいなくて、もうなくなったのを記憶しております。地元の店舗はざっと半分ほどになったということかな。

他の議員も、すし屋について一般質問か何かで言っておりましたけれども、やはり、すしの業界においても、回転ずしは別として、個人のそういうおいしいすしを提供しておられる人が、後継者がいなくて閉店していかれるというのは、大変寂しいわけであります。

そういう意味から、県内に、すしの職人を養成する施設があってもいいんじゃないかと思いますが、まずそれを伺います。

初田ブランディング推進課長 委員御指摘のとおり、本県においては、すし店の後継者不足といったことを聞いておまして、私も取り組んでいるブランディングの突破口である、すしの提供体制の持続・発展には、人材の育成確保が不可欠であると考えております。

先ほど委員からもお話ありましたが、せんだっての光澤議員の一般質問におきましても、新田知事が、養成学校の誘致、設置の検討も含めて、官民が連携し、すし職人の養成の場を創出するというところで、答弁させていただいております。この方向で取り組んでまいりたいと考えております。

彼岡委員 そこで、課長は2回ほどお会いしたことがあるそ

うですが、我が小矢部市出身の方が、東京では新宿等、またシンガポールにもすしの養成所を持つとるそうです。私、会ったことがないもので、最近になって分かったんですが、まだ50代半ばほどの社長ということでございます。すしアカデミーという会社を設立して成功しておるようで、一番早いコースでは2か月で、もうある程度の職人に育てるとい学校だそうであります。

やっぱり富山は本当にすしに力を入れるんだということであれば、しっかりとすし業界を支援するためにもそういう養成所を、例えば今言った具体的な会社を誘致しようということになれば、今度2月に、今のところ2月中旬に、その本人をこちらへ呼ぼうかと思っておりますけれども、誘致する際も、何かやっぱり具体的に、できれば県のどこか空いた施設でもあれば、手っ取り早いなというような気もするんですが、その辺どうですか。

初田ブランディング推進課長 すし職人の養成学校、これを実現していくためには、様々な民間事業者さんの声を聞きまして、巻き込んでいくことが重要だと考えております。

このため県では、「『寿司』と言えば、富山」のブランディング戦略、こちらの10年先を見据えて、普及啓発や人材育成、環境整備に一体的に取り組むという方向性を明らかにした上で、今ほど委員からも御紹介ありましたが、例えば小矢部市出身で、東京ですし職人の養成学校のトップを務めておられる福江社長、こういった方々にもいろいろな意見を、お伺いしてきております。

そうした中で、富山県の強みとして、富山湾の魚種の豊富さであるとか、四季折々の特色ある魚介を調理できることといったことも強みだというふうに伺っております、こうした強みを積極的にPRしていきます。

また一方ですが、地方で養成学校ということだと、少

子高齢化、人口減少が進展する中で、やはり受講生確保など、様々な課題があると考えられることから、まず事業者さんのほうにおきまして、初期投資の軽減など、慎重に事業のシミュレーションを行うものと考えられます。

こうしたことから、事業者さんから具体の相談があれば、その内容を踏まえまして、他の事業者さんとの連携や橋渡し、また今、委員御提案の、県の遊休施設の活用なども含めまして、様々な連携、支援策を検討し、提案していければと考えております。

彼岡委員 具体的になった場合には、また特によりしく願います。

それで、その社長は川津局長と同じ大学を出たそうですよ。私も一応その端くれですが、それを聞いてなおさら。彼は大学を出て銀行へ行った。銀行のお得意様のすし屋が、後継者がおらんから閉店せんなんようになって、それで彼が、じゃ、ちょっとすしを教えたらどうやということから始まったらしいんですよ。私は直接ではないけれども、そういうふうに間接的に聞きました。

局長も似た世代なので、いざとなったら局長自らも彼に働きかける、いろんなアドバイスも当然もらえるかなと。その辺を局長に聞いて終わります。

川津知事政策局長 今、委員からも御紹介ありましたように、実は私も先日、その方とちょっとお話ししました。まさに某大学で、多分同窓で、年はたしか1つ下だったかな、という話もしながら。

「『寿司』と言えば、富山」というのは、委員からも御指摘ありましたように、やっぱりそういったお店、人材が大変重要であります。県出身で、そういう大変いろんな取組をしていらっしゃる、まさに課題解決のために学校も運営されている方がいらっしゃるのです、そういった方のお話

も聞きながら、すしブランドにもつながりますし、いろんな取組をぜひ進めていきたいと思います。よろしく願いいたします。

彼岡委員 お願いします。終わります。

大門委員 私のほうからは、予算編成における施策設計図についてお伺いをしていきたいと思います。

まず、順を追っていきますと、令和5年度のウェルビーイング県民意識調査が、10月に発表されまして、これも2回目ということで、県民のウェルビーイング指標の傾向が大体見えてきたというお話がありました。

例えば、20代女性だったら大体こうだとか、中山間地域、または町場に住んでいる何歳ぐらいの人だったらどうだというような、おおよその方向性が見えてきたという話のある中で、このウェルビーイング指標を活用した課題解決に係る経費に対しては、重点的に予算を配分する、予算要求の上限を撤廃するといった方針で進めていきますよということを、知事が記者会見で発表されまして、今定例会の中でもそういった話が、ちらほら出てきているのかなと思っております。

そういった中で、ウェルビーイングに係る指標を活用して、施策設計図を取り入れていくという話がございました。私も施策設計図というものを初めて聞きまして、どういうものなのかなと、いろいろ資料を見させていただきましたが、本当に初めて見た結果、何だこれはといたしますか、難しいなというような印象でございました。

ここで委員長、ちょっと資料の提示をお願いしたいと思います。

川上委員長 許可します。

大門委員 皆さん、パソコンで閲覧できるところに資料が入っているかと思いますが、これは記者会見で発表されまし

た、施策設計図のイメージであります。

先ほどもお話をしましたが、たくさんいろいろなものが書いてありまして、最初は分かりませんでした。牧山ウェルビーイング推進課長に、大変優しく御指導いただきまして、大分自分の中で理解も深まってきたかなと思っております。

恐らく議員の中でも、まだこれに対しては、少しずつ理解が広まっていくところなのかなと思っておりますし、県庁内でも、全国的にも、初めての取組だと伺ってきておりますので、今から理解が深まっていく段階なのかなというふうに感じておりますが、まずはこの施策設計図とは何か、またこの施策設計図を取り入れた経緯について、牧山ウェルビーイング推進課長にお伺いしたいと思います。

牧山ウェルビーイング推進課長 施策設計図につきましては、国際的にも用いられておりますロジックモデルの手法を応用したものでございます。

具体的には、実現したい未来像と、ターゲットとなる県民像を明らかにした上で、ウェルビーイング指標をはじめとした各種データから読み取れる現状や課題を踏まえて、求められる成果を生み出し、指標を高めるために必要な事業を、論理的、体系的に整理検討するためのツールということでございます。

今ほど御提示いただきました資料に沿って、ちょっとお話をしますと、まず一番右側のほうに、「生きがい」とか「つながり実感」といったものが出ています。こちらは先般の調査の中で、若者について、若者は総じてウェルビーイングが高いんですが、その中でもちょっとへこみがあった要素になっています。

これを上げるためにはどうすればいいかということを考えるときに、今度は左のほうの「背景・現状」というところにありますが、ここの真ん中のところに、ウェルビーイ

ングの指標と併せて、いろいろな客観的なデータみたいなものも入っています。これが背景・現状であって、こういう状況の課題、背景というものはどうなのかと、仮設が入りますけれども、その上で、課題のところにも上がってまいります。

進学期、就職期を中心に、若い世代の社会減が多いなどという課題設定が出てきて、じゃ、その課題、現状に対して、どうありたいのかという理想が今度、上のほうに出てまいります。この理想をつくっていくため、このギャップを埋めていくためには、どんな県民層をターゲットに、どんなことをやっていくべきかというのを、この表の中で整理する。こういう立てつけになっています。

資料に出ています要求事業については、ちょっと例示ということで——記者発表のときのイメージということで、了解をいただきたいんですが、大まかにこういった流れで政策を考えるとというツールでございます。

令和6年度当初予算編成方針におきましては、全ての部門でウェルビーイング向上効果等を勘案して施策を検討することに加えまして、ウェルビーイング指標を活用した課題解決に係る経費として、今御紹介いただきました、指標を活用して企画立案する施策パッケージに、予算を重点配分するということとされました。

この枠組みにおきましては、県民のウェルビーイングを起点とした、部局の所管にとらわれないテーマの設定を求めて、事業のパッケージ化を促すということとしております。

この施策設計図でございますが、職員に常に、県民のウェルビーイング向上をゴールとして意識してもらおうという役割、また、施策及びその成果がどのように課題解決やウェルビーイングの向上につながるかということ、論理的、

体系的に示す役割があるかと思っております。

部局にとらわれず県民起点で予算事業を検討するに当たり、関係者間で考えを共有、整理しながら議論を深めるためのツールとして、これは部局横断などで議論をするために有用なツールとしても考えられますことから、今般の予算編成に取り入れることとされたものでございます。

もちろん、これまでも施策の検討、執行に当たりましては、住民福祉の増進ですとか、県民の幸せということを一義に行われてきたわけでございますけれども、ウェルビーイング指標を活用して、もう少し踏み込んで、具体の県民ウェルビーイング向上のために、我々に何ができるかというところに思いを巡らせることが大切かなと思っております。この施策設計図の活用を、ウェルビーイングの具現化につなげていきたいと考えております。

大門委員 なかなかこの施策設計図というのは難しいわけですが、図を見て御説明いただくと、やっぱり分かりやすいなという思いであります。

私は、やはりこの中で大事な部分になってくるのが、この「ありたい姿・実現したい未来」の部分、これが一番大切かなというふうに感じております。

恐らく「幸せ人口1000万人」というのが、富山県自身のミッションでありまして、やはりその下に出てくるのが、各部局におけるビジョンというもの、図にある「ありたい姿・実現したい未来」というようなところなのかなと思っております。そこから各部局において施策がありまして、ここがインプットとなり、その結果がアウトプットの直接結果、そして、その結果に対してどのような影響が起きたかというのがアウトカムで、そのことを踏まえてウェルビーイングがどう向上したかというような、循環なわけですよ、本当に。

これを各部局が理解をして進めていくというのは、本当に初めての取組で、どこまで理解をされているのかなどというのは、牧山課長の腕の見せどころですし、伴走支援が非常に大切かと思っておりますが、この施策設計図を取り入れることにより、どのような効果があると感じているのか、お伺いしたいと思います。

牧山ウェルビーイング推進課長 今ほどもお話をさせていただきましたが、施策設計図にはまず、職員に常に県民のウェルビーイング向上というものをゴールとして意識してもらおうようにする役割、また施策及びその成果がどのように課題解決やウェルビーイング向上につながるかということ、論理的、体系的に示す役割がございますので、部局にとらわれずに、県民起点で予算事業を検討するに当たって、関係者間で考えを整理、共有した上で議論を深めることができる。そして、論理的・体系的に施策を整理、構築することができるというような効果があると考えております。

また、初の取組でございますために、それぞれのテーマ設定部局の施策設計図作成について、ウェルビーイング推進課において伴走支援をしております。

具体的には、指標データの提供でございますとか、あと施策対象となる県民、また向上を目指す指標の絞り込み。あまりこう、対象は県民皆さんというのは、いいんですけども、ただそれだけですと施策がぼけてしまいます。そういった絞り込みですとか、あと他部局との施策連携に関する助言なんかも、私どもの課で行っております。

ただ、やっていく上で、私どもの課が強制的に指導的にやるというのではなくて、部局内で若手職員なども巻き込んで、内発的な政策議論を促すように配慮しております。このプロセスで、職員が改めて自分自身の仕事の意義と向き合う、そういう機会にもなればというふうにも考えてお

ります。

また、加えて、一言に指標を活用した政策形成のプロセスというふうに申しましても、先ほど来お話がありましたとおり、県民の皆さんには非常に分かりづらいところがあるかもしれません。そのため、行政が施策の背景や課題をどのように捉えて、どのようなありたい姿や実現したい未来を描いて、どの県民ウェルビーイング指標を向上させるために、具体的にどのように取り組もうとしているのか、ということ、この施策設計図を通じて見える化をしまして、県民の皆さんに施策を分かりやすくして御理解をいただき、その効果を、より実感していただけるようにできればと考えております。

大門委員 やはり各部局が内発的にやるというのが、私は非常に大切かと思っております。

「ありたい姿・実現したい未来」というものが、やはりそうなる非常に大切になってきて、もう本当に、既存の施策をするために、言わば当てはめていくということでは、結局意味がない作業でして、結局作業が1つ増えてしまう、それぞれの部局で仕事が増えてしまうわけでありまして、やはりありたい姿というものを見まして、どうあるべきか、どういう施策をすることによって、どういう効果が起きるかということ、いま一度考える機会となるのが、この施策設計図だというふうに思います。

なので、それぞれの各部局、部局横断型の部分もあると思いますが、それぞれがもう本当に腹落ちするまで、このありたい姿というものを想像した上で、どういった効果があるのかということを考えていただいて、これをすることによって、新しい施策が生まれるということが、やはり非常に大事だと私は感じております。先ほども言いましたが、本当にこの伴走支援というものが非常に大切でありまして、

今までの施策を当てはめていきますと、ただ当てはめていくことになるだけなので、そういったことがないように、この施策設計図というものを、つくり上げていただきたいと思います。と考えております。

そういった中で、この施策設計図なんですけれども、今からつくっていただいて、各部局、どれぐらいその施策設計図をつくっていくのか。部局横断の部分もあると思いますが、どれぐらいの施策設計図をつくっていくかと考えておられるのか。また、この発表の時期というものはいつ頃を考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

牧山 ウェルビーイング推進課長 来年度予算編成におきましては、先ほどもちょっとお話し申し上げましたが、全ての部門において、ウェルビーイング向上効果等を勘案して施策を検討することとされておりますので、全体にウェルビーイングの考え方というのは敷衍されていくわけですが、その上で、要求上限のない、ウェルビーイング指標を活用した課題解決に係る経費につきましては、各部局において、部局にとらわれないテーマを設定して、施策設計図に基づいたパッケージ事業を要求することとされております。

現在、各部局におきまして、その対象となる施策パッケージの構築に向けた検討を進めております。その過程で、我々も伴走支援をしているわけですが、部局から提案のあったテーマに関しまして、我々のほうからも働きかけをして、職員を広く巻き込みながら、指標を意識した議論を行うように、促しておるところでございます。

今もウェルビーイング視点からの対象事業の捉え直しですとか組替え、あとまた新しいものが何かないかというようなお話も、同時に進めております。

こういった、内部で検討調整作業を進めているところで

ございまして、例えばくつついたり離れたりということも、そのテーマの中から出てくる可能性もございしますことから、現時点で具体的な数を申し上げるとするのは、ちょっと難しいのでございしますけれども、幅広いテーマで作成ができればというふうに、今のところでは考えております。

また、指標を活用した政策形成プロセスの構築というのは、先般、国内外の専門家が集められた会議においても、世界的にも先進的という御評価もいただいている一方で、先例のないチャレンジングな取組でもございします。試行錯誤しながら進めているというのが実態でございします。

県民の皆さんに、ウェルビーイングの概念を施策に生かすこの取組を御理解いただくためにも、まずは施策設計図を活用して、施策を分かりやすくお伝えすること、これが大切と考えてございまして、そのタイミングや公表方法についても、今後検討していきたいと考えてございします。

大門委員 分かりました。

本当に前例のない取組だと思っております。しかし、これがうまくいけば、この、幸せを基準として、いろいろな新しい取組というものが自発的、内発的に生まれる、そういった仕組みが、県庁内にできるのではないのかなと期待しておりますので、ぜひとも成功に向けてといたしますか、取り組んでいただきたいなと思います。

それで、最後になりますが、今後、この施策設計図が一つできるわけではありますが、それをやはりどんどんブラッシュアップといたしますか、つくり上げていかなきゃいけないかなというふうにも思っております。そういった意味では、どのようなサイクルで、この施策設計図を見直ししていかうと考えているのか、お伺いします。

牧山ウェルビーイング推進課長 まず、ベースになっておりますウェルビーイング指標でございしますが、こちらは毎年

の県民意識調査をベースとしておりまして、その傾向に変化が生じることも想定されます。また、社会経済情勢も日々刻々と変化しておりまして、それに伴って、施策の背景ですとか現状といったものも、変動することが考えられます。こういったことから、施策事業もこういう動きに沿って、ブラッシュアップしていく必要があるかと考えております。

また一方で、令和6年度当初予算編成方針にも記載がございますとおり、このウェルビーイング指標を活用した課題解決に係る経費につきましては、事業の成果を検証して必要な見直しを行う場合は、令和6年度以降、当面3年間、継続を認めるとこととされております。

また、主観的なウェルビーイング指標の向上には、ある程度の時間と、継続的な取組が必要とも考えられますことから、ここはあまりぶれないといいますか、高次の目標という部分での「ありたい姿」、または「実現したい未来」というものは、あまり変わるものではないかと思っておりますけれども、こちらをしっかりと見定めました上で、取り組んでいく必要があるかと考えております。

施策設計図を用いて、ウェルビーイング指標を政策形成プロセスに組み込む取組というのは、現在端緒についたばかりでございますけれども、運用については適宜見直しも行いつつ、ウェルビーイング向上を目指してまいりたいと考えております。

大門委員 了解いたしました。

本当に何度も言いますが、初めての取組ですので、ウェルビーイング推進課が中心となって、すばらしい施策設計図ができることを期待したいと思います。

川上委員長 ほかにありませんか。——ないようでありますので、これをもって質疑・質問を終わります。

2 請願・陳情の審査

(1) 説明事項

川上委員長 次に、請願・陳情の審査に入ります。

請願は3件付託されておりますので、当局から説明願います。

吉田学術振興課長 それでは、私から請願について御説明申し上げます。

まず、請願第8号－1でございます。

請願事項2－1、「感染症拡大の際には、子どもたちのいのちと健康を守るとともに、学ぶ権利を保障するため、教育条件整備に全力をあげる」ことについて、御説明申し上げます。

本県では、これまでもコロナ禍におきまして、私立学校の感染症対策が適切に行われるよう、国の衛生管理マニュアルを周知するなど情報提供を行うとともに、オンライン授業等を実施するためのICT教育整備の支援などに努めてまいりました。

今後は、国の経済対策におきまして、私立学校の換気対策やICT環境整備の支援に係る補正予算が示されておりますので、その活用について適宜情報提供や指導助言を行うとともに、子供たちの学びを保障するよう、引き続き私立学校における教育条件の整備の支援に努めてまいります。

次に、請願事項7の(1)－1、「高等学校等就学支援金制度を改め、高校授業料を完全に無償化する」ことについて、御説明申し上げます。

国の高等学校等就学支援金制度につきましては、令和2年度から年収590万円未満の世帯を対象に支給上限額が引上げられまして、私立高校の授業料の実質無償化が図られたところでございますが、年収590万円以上910万円未満の世帯につきましては、支援が据え置かれたところござい

ます。

このため県では、無償化の対象となっていない年収590万円以上910万円未満の世帯に対しまして、県単独で授業料の一部支援を行ってございまして、今年度は支援額の拡充をするなど、公私間格差の解消に努めておるところでございます。

また、教育機会の均等という観点では、所得に応じた格差や、各都道府県間の格差が生じないことが重要でありまして、国において格差是正に向けた措置が講ぜられることが望ましいと考えております。

今後とも制度のさらなる充実について、全国知事会等を通じ、国に働きかけてまいりたいと考えております。

次に、請願事項7の(3)、「私学経常費助成補助の増額と就学支援金拡充で学費の公私間格差をなくす」ことについて、御説明いたします。

本県では、教育水準の向上、保護者の経済的負担軽減という観点から、私立学校に対し経常費助成を行っております。経常費助成の基礎となります、生徒等1人当たり単価につきましましては、国におきまして毎年増額されております。

また、各校の独自性を生かした特色ある取組についても支援してきてございまして、補助率につきましましては、上限の50%に近い水準まで支援しているところでございます。

また、就学支援金につきましましては、さきに御説明したとおり、制度のさらなる充実について、全国知事会等を通じ国に働きかけてまいります。

次に、請願事項8-1、「すべての学校施設の耐震化を早急に完了し、老朽化対策をすすめるとともに、エアコン設置やトイレの洋式化など、施設・設備を改善・充実することについて、御説明いたします。

県では様々な機会を通じて、各私立学校に校舎の耐震化

について積極的な取組を要請するとともに、県単独で上乗せ補助を実施し、私立学校の耐震化の促進に努めております。

また、今般の国の経済対策におきましても、空調換気設備の設置などを含む学校施設の整備に係る補正予算が示されておりまして、その活用につきまして適宜、情報提供、指導助言を行ってまいりたいと考えております。

請願事項10-1、「県内で学ぶ東日本大震災などの地震や自然災害、福島原発事故被害で被災した子どもたちの就学に必要な県独自の支援を行う」ことについて、御説明いたします。

県では、県内の私立学校において、東日本大震災等の影響で授業料等の納入が困難となった、被災児童生徒等の入学料及び授業料を全額免除した場合に、当該経費に対して補助を行うための予算措置を行っておりまして、今後とも被災された児童生徒等の皆さんが、安心して富山県で学んでいただけるよう努めてまいります。

続きまして、請願第11号について御説明いたします。

まず、請願事項1、「学費の公私間格差の是正をはかるため、私立高等学校等生徒奨学補助金を拡充する」ことについて、御説明いたします。

県では、私立高等学校等生徒奨学補助金により、県単独事業として、授業料と入学料に対する助成を行っておりまして、

このうち授業料助成につきましては、請願第8号-1の請願事項7の(1)-1で御説明申し上げましたとおり、国の高等学校等就学支援金制度では無償化の対象となっていない年収590万円以上910万円未満の世帯に対しまして、国の制度に上乗せする形で、県としても支援しておりまして、今年度は支援額を拡充するなど、公私間格差の解消に

努めておるところでございます。

また、入学料の助成につきましては、令和2年度に年収270万円未満の世帯の助成額を引き上げまして、全国的にも高い水準で支援しておるところでございます。さらに、令和3年度からは、子供が3人以上の多子世帯につきましては、対象270万円未満の世帯から、年収590万円未満の世帯まで拡充するなど、所得が少ない世帯への支援に配慮しております。

制度のさらなる拡充につきましては、他県の状況等も踏まえながら、慎重に検討する必要があると考えておるところでございます。

次に、請願事項2、「教育条件の維持・向上をはかるため、私立高等学校経常費補助金を増額する」ことにつきましては、請願第8号-1の請願事項7の(3)で御説明したとおりでございます。

次に、請願事項3、「公立高校での生徒1人1台情報端末の無償貸与と同様、私立高校に対しても1人1台端末購入が無償となるよう、県の助成を講じる」ことについて説明いたします。

I C Tの教育環境の整備につきましては、国においてタブレット、ソフトウェア、ネットワーク関連機器等に対する補助制度が設けられておりまして、その活用につきましては、適宜情報提供や指導助言を行ってきたところがございます。

また、県では毎年、重要要望事項としまして、国に対して制度の充実を働きかけておりまして、国の令和6年度概算要求では、端末の購入支援に加えまして、新たに端末の更新も支援対象に含まれるなど、制度の拡充が検討されているところがございます。

今後とも、I C Tの教育環境における公私間格差が生じ

ないよう、制度のさらなる充実につきまして、国に働きかけてまいりたいと考えております。

最後に、請願事項第12号－1の請願事項4、不登校対策等を推進する私立学校に対する助成を拡充することについて、説明いたします。

私立学校におきましても、不登校や発達障害等により、配慮や支援を要する生徒が一定数在籍することから、不登校への対策や、特別支援教育などを充実させることは、大変重要であると考えております。

県ではこれまでも、スクールカウンセラーの配置や、スクールソーシャルワーカーの派遣など、不登校の生徒に対する教育相談体制や、特別支援教育体制の構築等の経費について支援するとともに、不登校及び中退防止に関する私立高校の教員の指導力の一層の向上に向けた、専門家による研修会を実施してきたところでございます。

私立学校におきましても、児童生徒一人一人の状況に応じた、相談・指導体制の充実が図られますよう、今後とも教育委員会など関係機関と連携しながら、適切に対応、支援していきたいと考えております。

説明は以上でございます。

(2) 質疑・応答

川上委員長 ただいま当局から説明を受けましたが、これについて質疑はありませんか。——ないようでありますので、質疑なしと認めます。

(3) 討論

川上委員長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。——ないようでありますので、討論なしと認めます。

(4) 採決

川上委員長 これより採決に入ります。

初めに、請願第8号-1「子どもの貧困と教育格差をなくし、ゆきとどいた教育を求めるための請願」のうち、7の(1)-1、10-1を採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

川上委員長 挙手なしであります。

よって、請願第8号-1のうち7の(1)-1、10-1については、不採択とすべきものと決しました。

次に、同じく請願第8号-1のうち、2-1、7の(3)、8-1を採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

川上委員長 挙手全員であります。

よって、請願第8号-1のうち、2-1、7の(3)、8-1については、採択すべきものと決しました。

したがいまして、請願第8号-1については、一部採択すべきものと決しました。

次に、請願第11号「私学助成に関する請願書」及び請願第12号-1「学びの保障に向けた不登校対策を推進するため県内全域で取組みを求める請願」を採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

川上委員長 挙手全員であります。

よって、請願第11号及び請願第12号-1については、採択すべきものと決しました。

なお、陳情については、今回は付託されておられませんので御了承願います。

3 1 1 月定例会付託案件の審査

川上委員長 次に、本定例会において本委員会に付託されました諸案件の審査に入ります。

付託されております諸案件は、お手元にお配りしてある議案付託表のとおりであります。

(1) 説明事項 追加案件の説明

川上委員長 追加提案されました案件について、当局から説明願います。

南里経営管理部長

- ・11月定例会追加付議案件（総括）について

川津知事政策局長

- ・11月定例会追加付議案件について

南里経営管理部長

- ・11月定例会追加付議案件について

川上委員長 質疑に入る前に、分割付託案件について御報告いたします。

本委員会と他の委員会とに分割して付託されている議案第102号及び議案第127号の他の委員会における採決は終了しており、全て原案のとおり可決すべきものと決しています。

(2) 質疑・応答

川上委員長 これより付託案件についての質疑に入ります。

質疑はありませんか。——ないようでありますので、質疑なしと認めます。

(3) 討論

川上委員長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。——ないようでありますので、討論なしと認めます。

(4) 採決

川上委員長 これより付託案件の採決に入ります。

本委員会に付託されました議案第102号令和5年度富山県一般会計補正予算（第5号）のうち本委員会所管分外4件、及び報告第21号地方自治法第179条による専決処分の

件のうち本委員会所管分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

川上委員長 挙手全員であります。

よって、議案第102号外4件及び報告第21号については、原案のとおり可決または承認すべきものと決しました。

4 閉会中継続審査事件の申し出について

川上委員長 次に、閉会中継続審査事件の申し出の件を議題といたします。

本委員会の閉会中継続審査事件については、お手元にお配りしてある申し出案のとおり、議長に申し出たいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

川上委員長 御異議なしと認めます。

よって、お手元にお配りしてある申し出案のとおり、議長に申し出ることと決定いたしました。

5 行政視察について

川上委員長 次に、閉会中継続審査事件の調査のための行政視察について議題といたします。

県内行政視察については、必要に応じて機動的に実施していきたいと考えており、その実施に当たっての日程調整等については、委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

川上委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

以上で、付議事項についての審査は終わります。

この際、ほかに何か御意見等がありますか。一ないようでありますので、これをもって委員会を閉会いたします。